

## 補助制度

	空家等解体促進費補助事業
補助の目的	不良住宅である空家の解体の促進
エリア	津島市全域
補助率	解体工事に要する費用の80%もしくは20万円のいずれか少ない額
対象条件	不良住宅と判定された空家であり敷地全体の建物を取り壊すもの
対象建築物	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 市内に存する空家で2分の1以上が居住用であること。 (長屋等の場合は全ての住戸が空家であること。)</li><li>2. 木造もしくは鉄骨造であること。</li><li>3. 不良住宅に該当する空家であること。</li><li>4. 個人が所有する住宅であること。</li><li>5. 他に解体に係る補助金を受けていないこと。</li><li>6. 所有権以外の権利が設定されていない空家であること。 (当該権利の権利者が当該空家の解体について同意している場合は補助対象となる。)</li></ol>